

多摩市下水道事業経営戦略

(令和3年度～令和12年度)

令和3年3月
東京都多摩市



目次

はじめに	3
1 下水道事業の現状	4
(1) 事業の概要	4
(2) 使用料の状況	5
(3) 組織	6
(4) 民間活力の活用	6
(5) 経営比較分析表を活用した現状分析	6
2 将来の事業環境	8
(1) 処理区域内人口の予測	8
(2) 有収水量の予測	8
(3) 使用料収入の見通し	9
(4) 施設の見通し	10
(5) 組織の見通し	11
3 経営方針	12
4 投資・財政計画（収支計画）	13
(1) 収支計画	13
(2) 投資・財政計画（収支計画）に当たっての説明	15
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	16
5 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	18

はじめに

下水道事業は、汚水の収集・処理、雨水の排除などの社会的ニーズに応じて機能の充実を図りながら、公衆衛生の向上、生活環境の改善、都市の健全な発展、公共用水域の水質保全に貢献してきました。

一方、人口減少等による使用料収入の減少や、今後、耐用年数を迎える施設が急激に増加することにより、施設の改築・更新、維持管理に多額の経費を要することが見込まれます。

こうした厳しい経営環境下においても、住民生活に必要不可欠である下水道事業は、将来にわたり、安定してサービスを提供していくことが求められており、現状や課題を的確に把握し、中長期的な視点に立ち、一層の経営基盤の強化等を図る必要があります。

このような中、平成26年8月総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」により、「各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画」である「経営戦略」の策定を要請されました。

これまで、本市においては、平成29年度に地方公営企業法を全部適用し、平成30年度には「多摩市下水道施設長寿命化（ストックマネジメント）計画」を策定、令和元年度には「多摩市下水道プラン」を改定し、令和2年度には「多摩市下水道施設総合地震対策計画」の改定作業に取り組んでいます。

下水道事業における各種計画数値を取りまとめ、下水道事業を取り巻く環境の変化等に留意しながら、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を目的とした「多摩市下水道事業経営戦略」（計画期間：令和3年度から令和12年度までの10年間）を策定することにより、将来にわたる持続可能かつ安心・安全なサービスの提供の実現を目指します。

1 下水道事業の現状

(1) 事業の概要

多摩市は、北は多摩川を境に府中市、東は稲城市、南は町田市と神奈川県川崎市、西は八王子市と日野市に接し、土地は全体的に多摩川と平行に走る一連の丘陵と、南に延びる数条の丘陵に囲まれた地形です。市の総面積は21.01k㎡で、多摩川を除いた20.19k㎡が市街化区域となっており、このうち約6割が多摩ニュータウン区域となっています。

多摩市下水道事業は、昭和37年から始まった民間開発により造成された桜ヶ丘団地の下水道施設の移管から始まり、昭和42年3月に計画処理区域面積96ha、計画処理人口7千5百人の単独公共下水道として事業認可を受けてスタートしました。

同時期の昭和40年代初頭に多摩ニュータウン建設が開始され、昭和46年4月には下水道法第3条第2項の協議に基づき市内が二分され、ニュータウン区域（1,247ha）を東京都、既存区域（772ha）を多摩市が管理することとなりました。

その後、ニュータウン建設の収束を迎えたことにより、東京都の管理下にあったニュータウン区域が、平成14年4月1日に東京都から多摩市へ移管され、これにより都市計画決定面積2,019ha、事業計画認可面積2,016.9haとなり、令和元年度末における供用開始面積は2,014.2haとなっています。

また、平成29年度には地方公営企業法を全部適用し、下水道事業管理者を設置しました。

項目	概要
供用開始年月日	昭和42年3月29日
法適（全部適用・一部適用）非適の区分	平成29年4月1日法適（全部適用）
処理区域内人口密度	74人/ha
流域下水道等への接続の有無	有
処理場数	なし
処理区域内人口	148,822人
下水道処理人口普及率	99.99%

※令和元年度数値

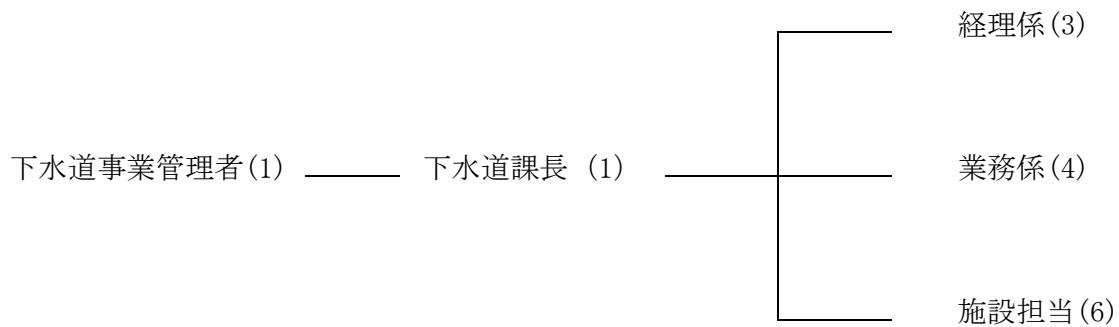
(2) 使用料の状況

多摩市下水道事業は、昭和46年度から既存区域を多摩市が、ニュータウン区域を東京都が整備・管理していたため、当初は、各区域で料金体系が異なっていましたが、平成12年度に東京都の料金と統一したため、現在は市内全区域の料金体系は同一となっています。

<p>一般家庭用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>[料金体系（月額・税抜き）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8 立方メートル以下の分 560 円 ・8 立方メートルを超え 20 立方メートル以下の分 1 立方メートルにつき 110 円 ・20 立方メートルを超え 30 立方メートル以下の分 1 立方メートルにつき 140 円 ・30 立方メートルを超え 50 立方メートル以下の分 1 立方メートルにつき 170 円 ・50 立方メートルを超え 100 立方メートル以下の分 1 立方メートルにつき 200 円 ・100 立方メートルを超え 200 立方メートル以下の分 1 立方メートルにつき 230 円 ・200 立方メートルを超え 500 立方メートル以下の分 1 立方メートルにつき 270 円 ・500 立方メートルを超え 1,000 立方メートル以下の分 1 立方メートルにつき 310 円 ・1,000 立方メートルを超える分 1 立方メートルにつき 345 円 		
<p>業務用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>一般家庭用に同じ</p>		
<p>その他の使用料体系の概要・考え方</p>	<p>【浴場汚水】[料金体系（月額・税抜き）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8 立方メートル以下の分 280 円 ・8 立方メートルを超える分 1 立方メートルにつき 35 円 		
<p>条例上の使用料 (20 m³あたり)</p>	<p>平成29年度 1,880 円</p>	<p>実質的な使用料 (20 m³あたり)</p>	<p>平成29年度 2,688 円</p>
<p>平成30年度 1,880 円</p>	<p>平成30年度 2,694 円</p>		
<p>令和元年度 1,880 円</p>	<p>令和元年度 2,690 円</p>		

※条例上の使用料とは、条例で規定している、一般家庭における 20 m³あたりの使用料をいい、実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量で除した値に 20 m³を乗じた値をいいます

(3) 組織 (令和3年3月現在)



※ () 内は、短時間再任用職員を含む職員数

(4) 民間活力の活用等

これまで、下水道事業の持続性を確保するため、流域下水道での下水処理、接続点・事業場の水質検査、下水道使用料の徴収業務などにおいて、東京都や都内市町村とともに広域化・共同化を進めてきました。

また、下水道施設の維持管理業務等のさらなる効率化や市民サービスの向上を図るため、平成30年度より包括的民間委託の導入について検討してきました。単年度契約で業務を分割して発注してきた契約や職員が実施してきた業務を包括して複数年契約する、下水道施設包括的維持管理業務委託を令和4年度から導入する予定です。

(5) 経営比較分析表を活用した現状分析

令和元年度決算の「経営比較分析表」は次のとおりです。

経営比較分析表は、経営状況等を表す経営指標を用いて、経年比較や他団体との比較を行うことで、経営の現状、課題を的確に把握するものです。地方公営企業法を適用した平成29年度からの数値を用いて分析しています。

類似団体（処理区域内人口や処理区域内人口密度等の数値が多摩市下水道事業と似ている団体）平均と比較してもわかるとおり、経営状況は良好となっています。

経営比較分析表 (令和元年度決算)

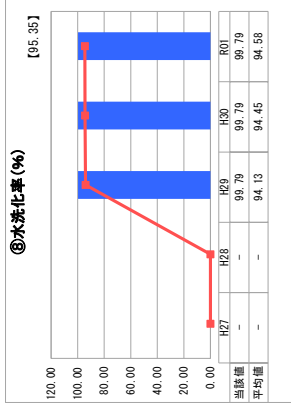
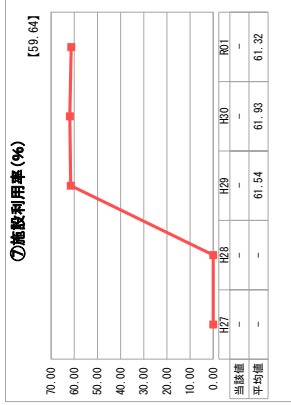
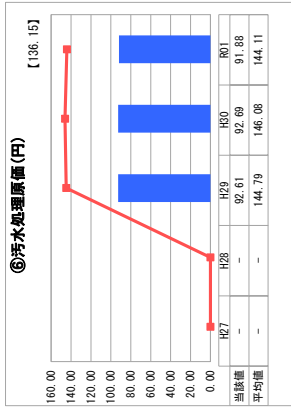
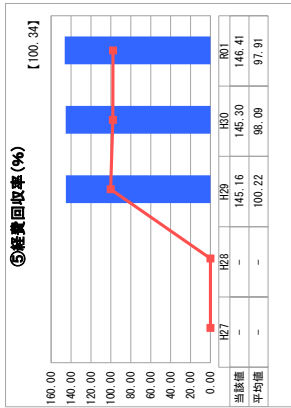
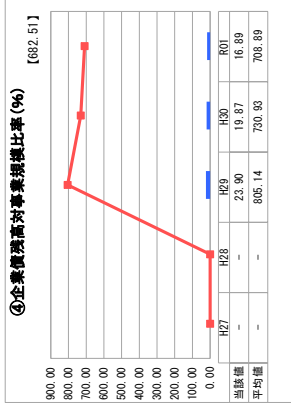
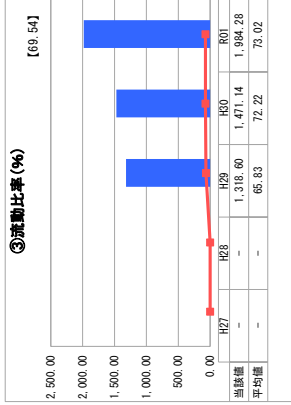
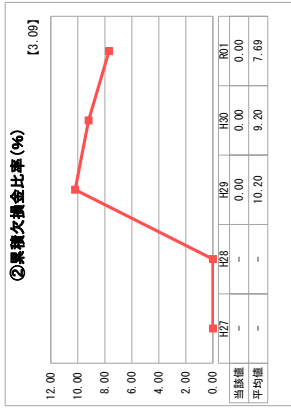
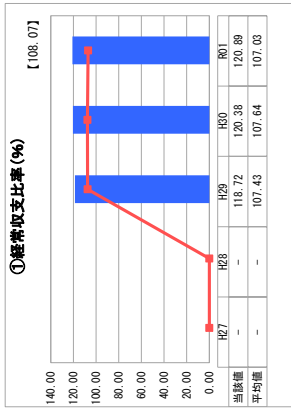
東京都 多摩市

業務名 法適用	業種名 下水道事業	事業名 公共下水道	類似団体区分 Ac1	管理者の情報 自治体職員	人口 (人) 148,823	面積 (km ²) 21.01	人口密度 (人/km ²) 7,083.44
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m ³ 当たり処理料金 (円)	処理区域内人口 (人) 148,822	処理区域面積 (km ²) 20.14	処理区域内人口密度 (人/km ²) 7,389.37
-	97.31	99.99	90.35	2,068			

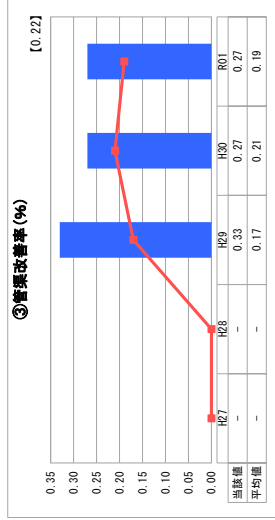
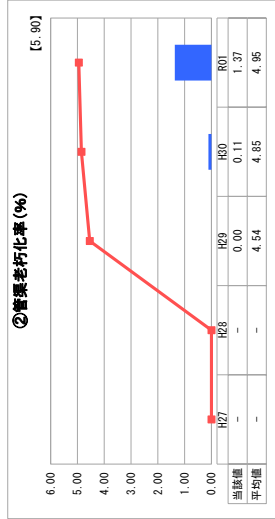
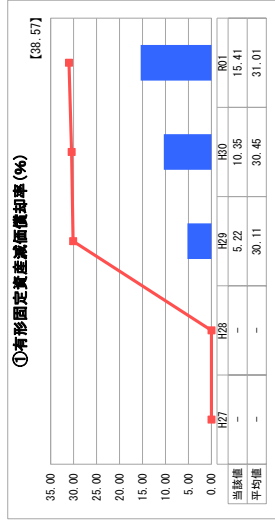
グラフ凡例

- 当該団体の値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 本市では、下水道普及率が99.99%と高い水準に達しており、下水道施設（下水道管やポンプ施設等）の新たな維持管理が中心となっている。そのため、近年、新規施設を建設するための財源とする企業債の借入れは行っておらず、過年度に借り入れた企業債の残高及び元金、利息の償還額が年々減少している。
 これにより、使用料収入に対する企業債残高の割合である④企業債残高対事業債比率は非常に低いものとなっており、短期的な債務に対する支払い能力を示す③流動比率は、100%を大幅に上回っている。
 また、本市の下水道施設の多くは東京都からの移管による受贈財産であることから、減価償却費に占める長期前受金戻入の割合が大きくなり、1mあたりの汚水処理に係るコストを示す⑥汚水処理原価は、類似団体比較でも低くなっている。
 その結果、汚水処理費に対する使用料収入の割合である⑤経費回収率は、100%超の高い水準を維持することができている。
 以上から、単年度の収支を示す①経常収支比率は、黒字であることを示す100%を超え、安定した経営状況を維持している。発生した余剰金については、将来発生する施設更新投資等の財源として確保している。

2. 老朽化の状況について
 管渠の老朽化割合を示す②管渠老朽化率は低い水準となっている。しかし、多くの下水道施設は、急激な都市化に対応するため、短期間に集中して整備が行われてきたため、複雑的な耐用年数50年を越える施設が急増することとなるため、老朽化した施設の更新が必要となっている。
 平成30年度に、中長期的な施設の更新計画である「多摩市下水道施設長寿命化（ストックマネジメント）計画」を策定し、同計画に基づいた修繕・改善を実施していく。

全体総括
 現在、非常に安定した経営状況を保っているものの、下水道施設の大量更新時期を目前に控えており、更新にあたっては、専らな経費を要することとなる。一方、下水道使用料収入は、長期的には減少することと規定される。平成30年度に「多摩市下水道施設長寿命化（ストックマネジメント）計画」を策定し、民間事業者を最大限に活用した包括的民間委託の導入の検討を実施して、将来にわたり安定的に経営できるための基盤の構築を目指していく。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみでの類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

2 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

近年は、大規模集合住宅の竣工等による人口の流入や駅前開発の効果の影響により人口の微増傾向が続いていますが、今後は、少子化や自然減等の要因により人口は減少傾向になると予想されます。

(人)

年 度	H27 末	H28 末	H29 末	H30 末	R1 末
処理区域内人口	148,145	148,498	148,641	148,678	148,822

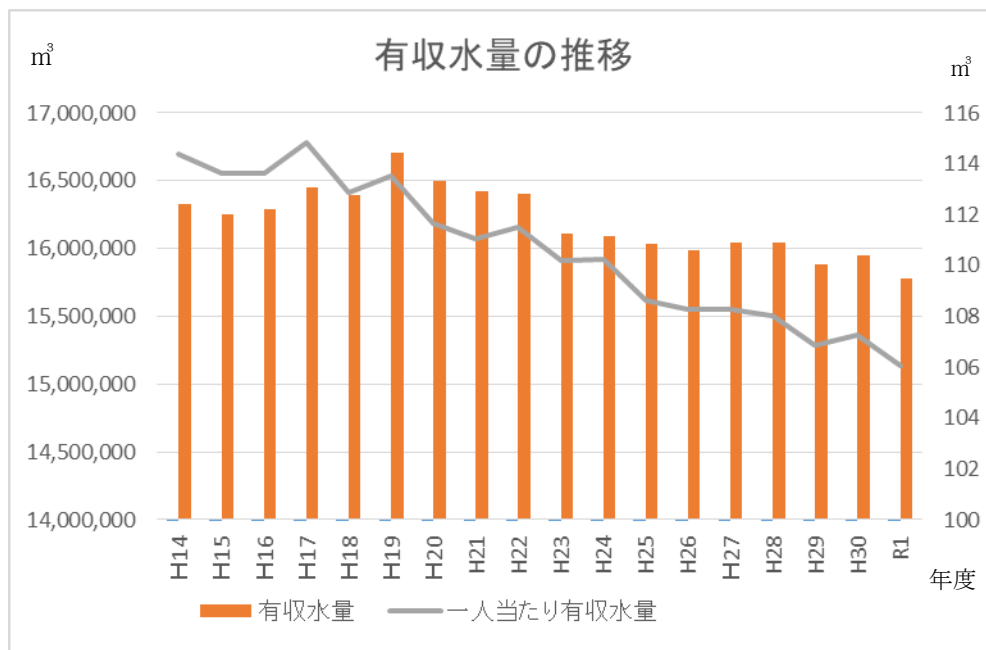
(人)

年 度	R02 末	R07 末	R12 末	R17 末	R22 末	R27 末	R32 末
目標人口	148,821	146,391	143,233	139,396	135,181	131,637	128,150
想定人口	144,908	141,743	137,310	132,189	127,068	122,284	117,523

出典「多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略」

(2) 有収水量の予測

有収水量（料金徴収の対象となる水量）は、一時的に増加した年も見受けられますが、減少傾向にあります。一人当たりの有収水量については、平成14年度が約114.4 m^3 であったのに対し、令和元年度末で約106.6 m^3 と17年間で約7.3%減少しており、これは節水機器の普及等によるものと考えられ、今後も減少は続くと考えられます。



人口は「(1) 処理区域内人口の予測」のとおり減少傾向が見込まれ、一人当たり有収水量についても節水機器の普及等により減少していく見込みのため、有収水量も減少する見込みです。

(m^3)

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
有収水量	16,042,908	16,041,288	15,886,265	15,950,463	15,781,264

(m^3)

年 度	R02 末	R07 末	R12 末	R17 末	R22 末	R27 末	R32 末
予測 1	15,779,528	15,190,814	14,544,404	13,849,635	13,140,285	12,520,102	11,925,775
予測 2	15,355,781	14,698,219	13,930,160	13,118,373	12,334,940	11,611,749	10,916,039

※予測 1 は目標人口、予測 2 は想定人口を使用し、節水機器等の影響による減少率を一律約 0.4% と見込んで算出しています。

(3) 使用料収入の見通し

有収水量が減少傾向にあることから、使用料収入も減少傾向にあります。人口減少や節水機器の普及等により、中長期的にも有収水量の減少が見込まれるため、使用料収入も減少していくと予想されます。なお、本経営戦略内の収支計画においては、収入を厳しく見込むため、想定人口により算出した使用料(予測 2)を採用しています。

(税抜き) (千円)

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
使用料	2,221,266	2,184,939	2,135,509	2,148,301	2,122,865

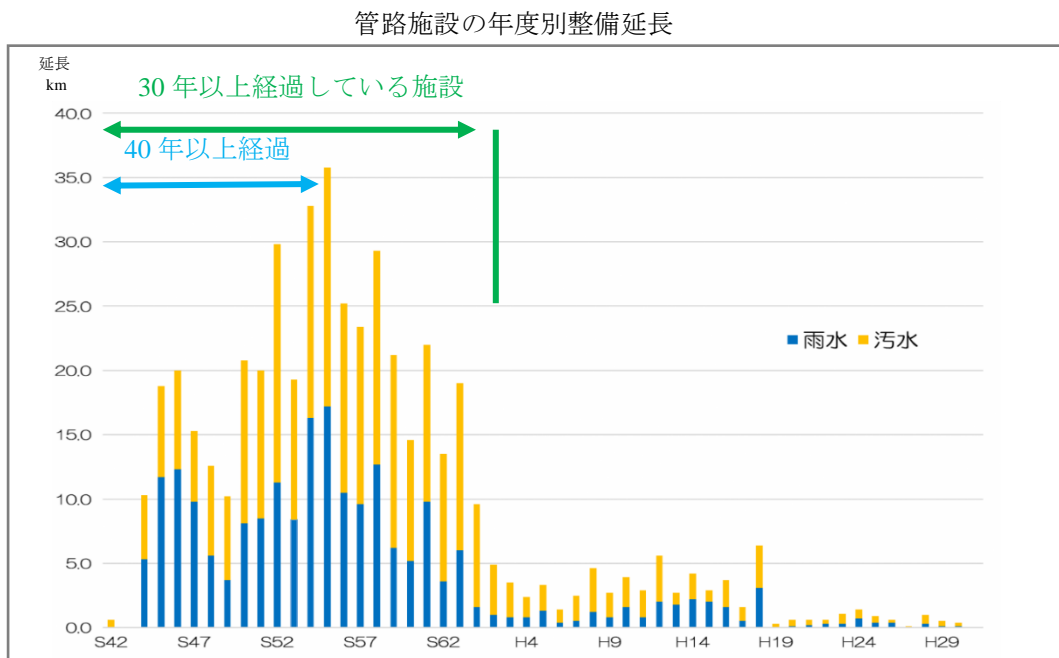
(税抜き) (千円)

年 度	R02 末	R07 末	R12 末	R17 末	R22 末	R27 末	R32 末
使用料 (予測 1)	2,125,278	2,045,987	1,958,925	1,865,349	1,769,810	1,686,280	1,606,233
使用料 (予測 2)	2,068,206	1,979,642	1,876,195	1,766,859	1,661,341	1,563,938	1,470,236

(4) 施設の見通し

現在、多摩市下水道事業では、管路施設（水路含む）：約560km、雨水排水ポンプ施設：3箇所、水源ポンプ：1箇所、マンホールポンプ：6箇所、樋管：4箇所の施設を管理しています。

多くの下水道施設は、急速な都市化に対応するために、短期間に集中して整備されたこともあり、今後、標準的な耐用年数の50年を迎える施設が急激に増加します。そのため、老朽化した施設の更新が課題となっており、平成30年度には「多摩市下水道施設長寿命化（ストックマネジメント）計画」を策定しました。管渠及びポンプ施設の老朽化対策には、80年間で最大約848億円の経費が見込まれており、同計画に基づいた改築・更新、維持管理を実施していきます。また、老朽化対策の他にも、施設の耐震化や道路工事等にあわせて鉄蓋交換等を実施します。



出典「多摩市下水道プラン2020」

(税込) (千円)

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
改築・更新 修繕費	278,741	278,327	267,769	332,374	265,575

(税込) (千円)

年 度	R02	R07	R12	R17	R22	R27	R32
改築・更新 修繕費	412,611	1,023,779	895,768	1,244,368	1,244,368	1,244,368	1,244,368

(5) 組織の見通し

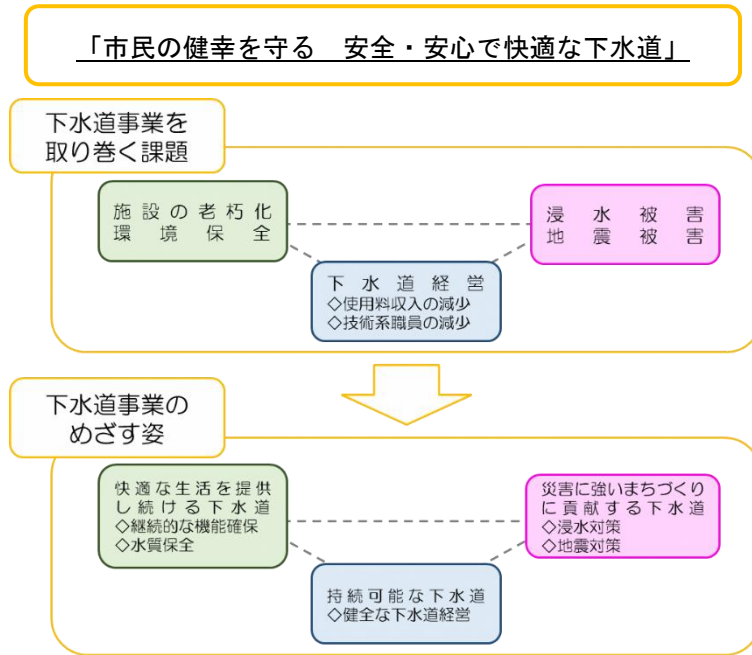
今後、老朽化施設の改築・更新や修繕が本格化した場合、施設の工事監理等を実施する職員数が増加していく可能性があります。

こうした将来の職員数の増加を抑制するため、下水道事業では民間活力の活用として、下水道施設包括的維持管理業務委託を導入します。また、東京都及び都内の市町村では、下水道事業の持続性を確保するため、下水道事業に関する業務（維持管理、排水設備指導、下水道 BCP（事業継続計画）等）を共同で行う広域化・共同化の検討を進めています。

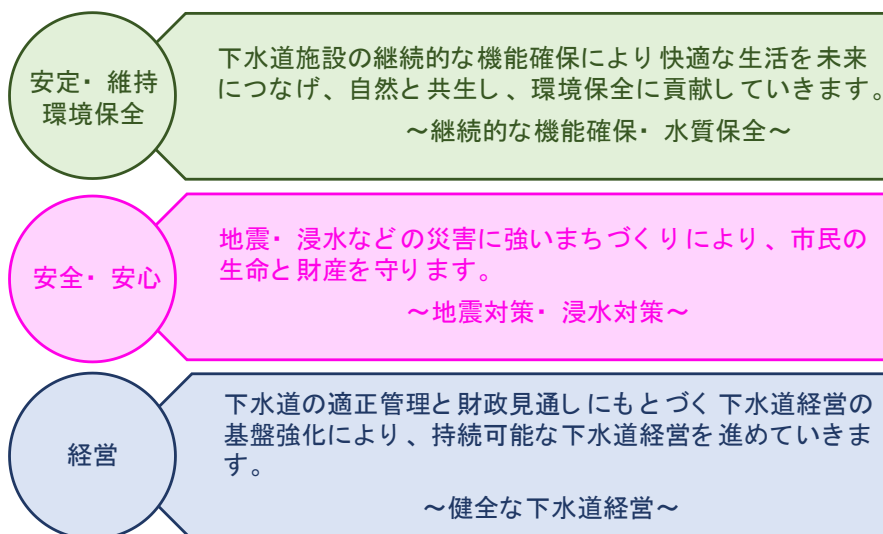
3 経営方針

多摩市下水道事業では、安定した下水道経営のもとで、質の高いサービスを持続していくとともに、安全・安心で快適なまちづくりと良好な水環境の保全、循環型社会形成に貢献し、市民の皆様が健幸に暮らし続けられる豊かなまちを次代へ継承していくことを目指し、基本理念、基本方針を以下のように定めました。

【基本理念】



下水道事業の基本方針



出典「多摩市下水道プラン2020」

4. 投資・財政計画

(1)収支計画

(単位：千円、%)

区分	年度											
	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	2,351,235	2,131,288	2,217,481	2,382,579	2,374,394	2,344,320	2,374,938	2,308,032	2,272,650	2,255,548	2,233,245	2,204,257
1. 営業収入	2,122,865	1,916,351	2,050,493	2,032,780	2,015,067	1,997,354	1,979,642	1,958,952	1,938,263	1,917,574	1,896,884	1,876,195
(1) 受託工事収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) その他収入	228,370	214,837	166,988	349,799	359,327	346,966	395,296	349,080	334,387	337,974	336,361	328,062
2. 営業外収入	1,045,550	995,927	963,721	971,693	895,224	875,896	891,429	888,653	861,195	833,995	791,473	761,390
(1) 補助金	9,279	5,865	5,877	5,645	5,483	5,378	36,811	54,615	54,575	55,063	54,502	54,469
その他補助金	6,213	5,865	5,877	5,645	5,483	5,378	5,311	5,265	5,225	5,188	5,152	5,119
(2) 長期前受金	1,028,346	981,155	949,154	907,144	880,837	861,614	845,714	825,134	797,716	770,928	728,967	698,917
(3) その他収入	7,925	8,907	8,690	8,904	8,904	8,904	8,904	8,904	8,904	8,904	8,904	8,904
収入計	3,396,785	3,127,215	3,181,202	3,304,272	3,269,618	3,220,216	3,266,367	3,196,685	3,133,845	3,089,543	3,024,718	2,965,647
支出	2,775,925	2,939,634	2,800,066	2,904,892	2,939,726	2,995,179	3,081,220	2,973,162	2,866,411	2,882,040	2,834,258	2,768,463
(1) 職員給与	95,589	97,134	93,360	95,909	95,909	95,909	95,909	95,909	95,909	95,909	95,909	95,909
退職給付	51,735	52,118	50,143	51,211	51,211	51,211	51,211	51,211	51,211	51,211	51,211	51,211
その他	43,854	45,016	43,217	44,698	44,698	44,698	44,698	44,698	44,698	44,698	44,698	44,698
費用	1,210,186	1,407,944	1,308,325	1,451,336	1,513,610	1,581,884	1,675,815	1,579,343	1,495,963	1,533,364	1,530,873	1,504,616
(1) 動力	3,247	4,768	5,038	4,758	4,758	4,758	4,758	4,758	4,758	4,758	4,758	4,758
(2) 修繕費	228,731	330,966	230,528	295,768	353,449	440,216	570,118	427,593	342,156	346,253	344,053	344,653
(3) 材料費	6,684	15,541	15,841	15,541	15,541	15,541	15,541	15,541	15,541	15,541	15,541	15,541
(4) その他	971,524	1,056,679	1,066,918	1,135,269	1,139,862	1,121,369	1,085,398	1,131,451	1,133,508	1,166,812	1,166,171	1,139,664
(5) 減価償却	1,470,050	1,434,556	1,398,371	1,357,647	1,330,207	1,317,386	1,309,496	1,297,910	1,274,539	1,252,767	1,207,476	1,167,938
(6) 外費	33,939	29,382	25,822	34,030	33,163	30,623	38,767	32,742	31,891	31,138	30,657	30,004
(7) 支払利息	19,633	15,076	11,516	8,669	6,393	4,622	3,315	2,414	1,676	1,112	639	301
(8) その他	14,306	14,306	14,306	25,361	26,770	26,001	35,452	30,328	30,215	30,026	29,998	29,703
支出計	2,809,764	2,969,016	2,825,878	2,938,922	2,972,889	3,025,802	3,119,987	3,005,904	2,898,302	2,913,178	2,864,915	2,798,467
経常損	587,021	158,199	355,324	365,350	296,729	194,414	146,380	190,781	235,543	176,365	159,803	167,180
特別損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益(又は純損失)	587,021	158,199	355,324	365,350	296,729	194,414	146,380	190,781	235,543	176,365	159,803	167,180
繰越利益剰余金又は累積欠損金	9,194,856	9,566,035	10,146,438	10,784,295	11,219,759	11,493,091	11,585,756	11,750,628	11,971,569	12,137,034	12,293,463	12,458,634
うち未収金	370,454	318,778	257,115	281,384	194,677	330,706	485,374	579,499	577,917	576,002	574,929	570,669
うち建設改良費	463,384	332,669	333,024	329,761	328,728	328,741	343,583	314,870	295,540	282,489	281,165	275,154
うち一時借入金	102,635	91,173	80,833	69,044	58,860	46,948	41,502	34,130	27,482	24,431	13,107	7,096
うち未払金	352,216	233,621	244,618	253,144	262,295	274,220	294,508	273,167	260,485	260,485	260,485	260,485
果積欠損金比率 ((A)-(B) × 100)												
地方財政法施行令第15条第1項により算定した(L)												
投資金の不足額												
営業収益一受託工事収益 (A)-(B)	2,351,235	2,131,288	2,217,481	2,382,579	2,374,394	2,344,320	2,374,938	2,308,032	2,272,650	2,255,548	2,233,245	2,204,257
地方財政法による(L)/(M) × 100)												
健全化法施行令第16条により算定した(N)												
健全化法施行令第6条に規定する(O)												
健全化法施行令第17条により算定した(P)	2,351,235	2,131,288	2,217,481	2,382,579	2,374,394	2,344,320	2,374,938	2,308,032	2,272,650	2,255,548	2,233,245	2,204,257
健全化法第22条により算定した((N)/(P) × 100)												

(単位:千円)

区分	年度											
	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
資本												
1. 企業費平準化債 うち資本出資金												
2. 他会計補助金	41,986	68,769	67,171	66,412	17,935	102,882	161,226	160,992	160,882	160,919	160,724	160,255
3. 他会計補助金												
4. 他会計借入金												
5. 他会計借入金												
6. 国(都道府県)補助金						65,100	141,750	194,250	194,250	194,250	194,250	194,250
7. 固定資産売却代金	1,077											
8. 工事負担金												
9. その他												
計 (A)	43,063	68,769	67,171	66,412	17,935	167,982	302,976	355,242	355,132	355,169	354,974	354,505
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額												
計 (B)												
計 (C)	43,063	68,769	67,171	66,412	17,935	167,982	302,976	355,242	355,132	355,169	354,974	354,505
1. 建設改良費	79,298	125,228	239,331	163,576	259,526	485,976	773,524	812,426	812,426	820,426	812,426	812,426
うち職員給与	20,156	16,898	21,234	21,199	21,199	21,199	21,199	21,199	21,199	21,199	21,199	21,199
2. 企業債償還金	119,839	102,636	91,173	80,833	69,044	58,860	46,948	41,502	34,130	27,482	24,431	13,107
3. 他会計長期借入返還金												
4. 他会計への支出金												
5. その他												
計 (D)	199,137	227,864	330,504	244,409	328,570	544,836	820,472	853,928	846,556	847,908	836,857	825,533
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)	156,074	159,095	263,333	177,997	310,635	376,854	517,496	498,686	491,424	492,739	481,883	471,028
補填												
1. 損益勘定留保資金												
2. 利益剰余金処分額												
3. 繰越工事資金												
4. その他	156,074	159,095	263,333	177,997	310,635	376,854	517,496	498,686	491,424	492,739	481,883	471,028
計 (E)-(F)	156,074	159,095	263,333	177,997	310,635	376,854	517,496	498,686	491,424	492,739	481,883	471,028
補填財源不足額 (E)-(F)												
他会計借入金残高 (G)												
企業債残高 (H)	601,804	499,168	407,995	327,162	258,118	199,258	152,310	110,808	76,678	49,196	24,765	11,658

(単位:千円)

区分	年度											
	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的収支分	228,511	215,076	170,640	342,909	362,840	346,752	398,670	334,725	333,292	339,852	339,110	326,778
うち基準内繰入金	228,511	215,076	170,640	342,909	362,840	346,752	398,670	334,725	333,292	339,852	339,110	326,778
うち基準外繰入金												
資本的収支分	41,986	68,769	67,171	66,412	17,935	102,882	161,226	160,992	160,882	160,919	160,724	160,255
うち基準内繰入金	41,986	68,769	67,171	66,412	17,935	102,882	161,226	160,992	160,882	160,919	160,724	160,255
うち基準外繰入金												
合計	270,497	283,845	237,811	409,321	380,775	449,634	559,896	495,717	494,174	500,771	499,834	487,033

4 投資・財政計画（収支計画）

（２） 投資・財政計画（収支計画）に当たっての説明

① 投資に関する説明

投資・財政計画（収支計画）に計上している主な投資は以下の通りです。

○老朽化対策

「多摩市下水道施設長寿命化（ストックマネジメント）計画」に基づき投資を実施していきます。

管渠に対し「健全度」ランクを設定し、健全度Ⅳ（異常の規模が大きく、早急に対策が必要な状態）及び健全度Ⅴ（流下機能を有していない状態）の管渠を改築・更新及び修繕の対象とし、管渠の機能停止等に陥る危険性を回避します。ポンプ施設については、各設備に対し目標耐用年数を定め、その目標耐用年数を超過しないようにすることで、機能を確保します。安全・安心なサービスを継続して提供できるようにするとともに、各工事の実現可能性等を考慮し、投資の平準化を図っていきます。

耐用年数の50年を超える施設が増加していくことから、施設の改築・更新が増加していくことが予想されます。新型コロナウイルス感染症の影響、ベテラン職員の退職による技術継承期間の必要、管渠の老朽状況等により、令和7年度から改築・更新工事を実施する見込みです。

○下水道施設の耐震化

令和2年度から3年度にかけて改定を行う「多摩市下水道施設総合地震対策計画」に基づき、下水道施設の耐震化を実施していきます。

地震時に下水道が最低限有すべき機能確保のための施設耐震化、被災した場合の下水道機能のバックアップ対策、耐荷力が不足している管渠の改築等を進めることで、地震に対する安全性を高め、安心した都市活動を継続されるようにすることを目的とし、重要路線の非開削工法による耐震化、マンホール浮上防止対策、耐荷力不足管渠の改築等を実施していきます。

○流域下水道への建設費・改良費負担金について

多摩市の各家庭から排出された汚水は、公共下水道の污水管から流域下水道幹線を通り、稲城市の南多摩水再生センターで処理されており、流域下水道と水再生センターは東京都が管理しています。多摩市下水道事業では、流域下水道施設の建設、改築等経費分として建設費負担金を東京都下水道局に支払っています。また、令和3年度からは、施設改良に係る経費分として、改良費負担金を支払います。

② 財源についての説明

下水道事業の管理運営に要する経費は、公的役割と私的役割を総合的に考慮し、「雨水公費・汚水私費」の考えのもと、雨水排除に係る経費は主に一般会計からの繰入金、汚水排除に係る経費は主に下水道使用料で賄います。下水道使用料で回収すべき経費をどの程度下水道使用料で賄えているかを表した指標である経費回収率（下水道使用料÷汚水処理費）は、令和元年度で146.4%となっており、経営状況は良好ですが、「3 将来の事業環境（3）使用料収入の見通し」でも示したとおり、下水道使用料は減少傾向にあります。

経費回収率が複数年連続して100%を切らないように、今後も健全な財政運営を目指します。

③ 投資以外の経費についての説明

多摩市では、ニュータウン区域の下水道施設の整備を東京都が担ったことにより、他市に比べて借入金が少なくなっています。施設整備も早期に完了したことから新たな借入も実施しておらず、年々元利償還金は減少しています。

その他、下水道事業の運営に係る事務費や使用する各種システム、各種計画の見直しに係る経費等を計上し、下水道施設の維持管理に係る経費については、下水道施設の包括的民間委託の導入を行い、効率的な事務を実施します。また、東京都が管理する流域下水道と水再生センターの維持管理に係る流域下水道維持管理負担金を計上しています。

（3）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資に関する事項

令和2年度に総合治水対策方針の検討を開始し、今後、必要に応じて雨水排水施設等の設置を検討していく予定です。また、令和3年度以降、雨天時浸入水の調査を予定しており、必要に応じて工事等を実施していきます。

② 財源に関する事項

使用料については、現在、黒字経営を維持できていますが、今後の人口推計等を踏まえると減少していく見込みです。特に、本市においては、急速な都市化に対応するため、多くの管渠が短期間に集中して整備されたこともあり、今後、標準的な耐用年数である50年を迎える施設が急激に増加していきます。老朽化施設の改築・更新、維持管理や管渠の耐震化等の取組が必要であり、支出の大幅な増加が見込まれます。加えて、令和3年度には国の補助金交付対象となる汚水管渠の範囲が縮小となるなど、補助金の動向も不透明であることから、当面は現行の料金体系を維持していきます。

また、毎年度生じる未処分利益剰余金を建設改良積立金として積み立てるとともに、老朽化施設の改築・更新に係る財源として、国・都補助金の対象施設については補助金の確保に努めます。

③ 投資以外の経費についての考え方

○民間活力の活用に関する事項

下水道施設の維持管理業務のさらなる効率化や市民サービスの向上を図ることを目的として包括的施設維持管理業務委託を導入します。また、東京都及び都内の市町村では、下水道事業の持続性を確保するため、下水道事業に関する業務（維持管理、排水設備指導、下水道 BCP（事業継続計画）等）を共同で行う広域化・共同化の検討を進めています。その動向を見据えながら、事業の効率化の検討を続けます。

○その他経費に関する事項

職員給与費については、今後、老朽化施設の改築・更新や修繕が本格化した場合、施設の工事監理等を実施する施設担当の職員数が増加していく可能性があるものの、投資の平準化を図ることで、業務量の増加を抑えます。

また、修繕については、多摩市下水道施設長寿命化（ストックマネジメント）計画に基づき実施していきます。

5 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

本経営戦略は、概ね3～5年で見直しを行うことを予定しています。

その際、各種計画の実施状況等を踏まえ、計画値とのかい離等を分析し、その結果を次期経営戦略へと反映させ、計画策定（Plan）、実施（Do）、検証（Check）、見直し（Action）のプロセスを計画的に運用していきます。

また、計画値に大きな影響を与える修正等が生じる場合には、その期間にかかわらず、見直しを実施します。

印刷物番号

2 - 4 6

多摩市下水道事業経営戦略

令和3年3月発行

発行 東京都多摩市

頒布価格 60円

編集 東京都多摩市下水道課

〒206-8666

東京都多摩市関戸六丁目12番地1

電話 042-338-6843